⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は、中間前金払に代わり短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。

⒀　本工事は、総価契約の内訳として単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が900点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が900点以上であること。）。

⑷　平成７年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　単体有資格業者、共同企業体の代表者にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の①及び②の施工実績を有すること。ただし、①と②は別件工事でも可。

①　浚渫土量120,000㎥／件以上を施工した工事

②　計画水深－11m以深を施工した工事

㈡　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の③及び④の施工実績を有すること。ただし、③と④は別件工事でも可。

③　浚渫土量60,000㎥／件以上を施工した工事

④　計画水深－5.5m以深を施工した工事

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成７年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格業者にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷㈠①又は②の同種工事の元請けとしての経験を有すること。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷㈡③又は④の同種工事の元請けとしての経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑹　工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項に係る技術提案に対しては、技術提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）又は、標準案に基づく施工計画書が適正であること。

本工事に係る技術提案にあたっては、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書（以下「設計図書」という。）に示された技術提案の範囲に対して、標準案と異なる技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出することとし、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、標準案による施工計画書も併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画書を提出すること。

なお、技術提案書等は共同企業体又は単体有資格業者として、一提案を提出すること（各構成員毎に提出する必要はない。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　工事目的物の性能・機能に関する事項及び社会的要請に関する事項についての提案とし、以下のとおりとする。

①　浚渫及び捨石撤去に関する提案

イ）施工方法に関する工夫

②　浚渫区域の効率的な施工方法に関する提案

イ）施工方法に関する工夫Ⅰ

ロ）施工方法に関する工夫Ⅱ

③　一般航行船舶に対する安全対策に関する提案

イ）安全対策に関する工夫

④　環境対策に関する提案

イ）水質汚濁防止対策に関する工夫

⑵　施工体制の評価項目は、次のとおりとする。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑶　入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、次の①～③の要件に該当する者のうち、⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　技術提案及び標準案に基づく施工計画書の内容が適切であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

⑷　評価値の算出方法　評価値は次式により算出する。

評価値＝（標準点＋評価に基づく加算点＋施工体制評価点）／入札価格

①　標準点　技術提案内容又は標準案の施工計画の内容が適切である者に対して100点を付与する。

②　加算点　技術提案項目に対して最大40点を付与する。

③　施工体制評価点　施工体制評価項目に対して最大30点を付与する。

⑸　技術提案に基づき施工する場合において、受注者の責任により提案内容を履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点（最大10点）の措置を行う。

⑹　技術提案書作成説明会を実施する。なお、説明会の日時・場所等については入札説明書による。

⑺　技術提案書のヒアリングを必要に応じて行う。なお、ヒアリングの日時・場所等については別途連絡する。